



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

「感染症法に基づく届出の基準等について」の一部改正について

今般、標記の件について、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、マラリア、アメーバ赤痢及び百日咳について新たな病原体の検出方法が薬事承認されたこと等を踏まえ、感染症法に基づく届出基準の項目(※)について、下記のとおり改正することに伴い、発生届の様式も一部変更になる旨お知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発0308001号)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県に届け出る基準」

記

1. 改正の内容

(1) マラリア(「第5 四類感染症」36)

- 「(3) 届出基準」における「エ 感染症死亡疑い者の死体」について
 - ・検査方法に「フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出」を追加
 - ・検査方法のうち「PCR法」としている名称を「核酸増幅法」に変更
- 上記追加及び変更に伴い、様式4-36(発生届)について、所要の整理を行った。

(2) アメーバ赤痢(「第6 五類感染症」1)

- 「(3) 届出基準」における「イ 感染症死亡者の死体」について
 - ・検査方法に「イムノクロマト法による病原体の抗原の検出」を追加
- 上記追加に伴い、様式5-1(発生届)について、所要の整理を行った。

(3) 百日咳(「第6 五類感染症」21)

- 「(4) 届出のために必要な検査所見」について
 - ・検査方法に「イムノクロマト法による病原体の抗原の検出」を追加
 - ・検査方法のうち「PCR法」としている名称を「核酸増幅法」に変更
- 上記追加に伴い、様式5-21(発生届)について、所要の整理を行った。

2. 適用期日 令和3年6月3日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

「感染症法に基づく届出の基準等について」の一部改正について

今般、標記の改正について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長あて通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、マラリア、アメーバ赤痢及び百日咳について新たな病原体の検出方法が薬事承認されたこと等を踏まえ、感染症法に基づく届出基準の項目（※）について、下記のとおり改正するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発0308001号）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県に届け出る基準」

記

1. 改正の内容

（1）マラリア（「第5 四類感染症」36）

○「（3）届出基準」における「エ 感染症死亡疑い者の死体」について

- ・検査方法に「フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出」を追加
- ・検査方法のうち「PCR法」としている名称を「核酸増幅法」に変更

○上記追加及び変更に伴い、様式4-36（発生届）について、所要の整理を行った。

（2）アメーバ赤痢（「第6 五類感染症」1）

○「（3）届出基準」における「イ 感染症死亡者の死体」について

- ・検査方法に「イムノクロマト法による病原体の抗原の検出」を追加

○上記追加に伴い、様式5-1（発生届）について、所要の整理を行った。

（3）百日咳（「第6 五類感染症」21）

○「（4）届出のために必要な検査所見」について

- ・検査方法に「イムノクロマト法による病原体の抗原の検出」を追加
- ・検査方法のうち「PCR法」としている名称を「核酸増幅法」に変更

○上記追加に伴い、様式5-21（発生届）について、所要の整理を行った。

2. 適用期日 令和3年6月3日

健感発 0603 第 3 号
令和 3 年 6 月 3 日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 釜菴 敏 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

標記について、今般、別紙のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、お知らせします。

貴職におかれましても、都道府県医師会及び貴会会員への周知の程よろしく願います。

健感発 0603 第 2 号

令和 3 年 6 月 3 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、マラリア、アメーバ赤痢及び百日咳について新たな病原体の検出方法が薬事承認されたこと等に鑑み、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付け健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することといたしました。

当該改正の概要等については下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

（1）マラリア（「第 5 四類感染症」 3 6）

- 「（3）届出基準」における「エ 感染症死亡疑い者の死体」について、
 - ・ 検査方法に「フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出」を追加し、
 - ・ 検査方法のうち「PCR 法」としている名称を「核酸増幅法」に変更した。
- 上記追加及び変更に伴い、様式 4－3 6（発生届）について、所要の整理を行った。

（2）アメーバ赤痢（「第 6 五類感染症」 1）

- 「（3）届出基準」における「イ 感染症死亡者の死体」について、検査方法に「イムノクロマト法による病原体の抗原の検出」を追加した。
- 上記追加に伴い、様式 5－1（発生届）について、所要の整理を行った。

(3) 百日咳（「第6 五類感染症」21）

- 「(4) 届出のために必要な検査所見」について、
 - ・ 検査方法に「免疫クロマト法による病原体の抗原の検出」を追加し、
 - ・ 検査方法のうち「PCR 法」としている名称を「核酸増幅法」に変更した。
- 上記追加及び変更に伴い、様式5－21（発生届）について、所要の整理を行った。

2 適用日

本日より適用する。

(別添)

新旧対照表

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後	現行													
(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～4 (略) 第5 四類感染症 1～35 (略) 36 マラリア (1)・(2) (略) (3)届出基準 ア～ウ (略) エ 感染症死亡疑い者の死体 医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見 から、マラリアにより死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定 による届出を直ちに行わなければならない。 <table><tr><th>検査方法</th><th>検査材料</th></tr><tr><td>顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、 原虫種の確認による病原体の検出</td><td rowspan="3">血液</td></tr><tr><td>核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR 法・LAMP 法・その他)</td></tr><tr><td>フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感 染赤血球の検出</td></tr></table> 37～44 (略)	検査方法	検査材料	顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、 原虫種の確認による病原体の検出	血液	核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR 法・LAMP 法・その他)	フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感 染赤血球の検出	(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～4 (略) 第5 四類感染症 1～35 (略) 36 マラリア (1)・(2) (略) (3)届出基準 ア～ウ (略) エ 感染症死亡疑い者の死体 医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見 から、マラリアにより死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定 による届出を直ちに行わなければならない。 <table><tr><th>検査方法</th><th>検査材料</th></tr><tr><td>顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、 原虫種の確認による病原体の検出</td><td rowspan="2">血液</td></tr><tr><td>PCR法による病原体の遺伝子の検出</td></tr><tr><td colspan="2">(新設)</td></tr></table> 37～44 (略)	検査方法	検査材料	顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、 原虫種の確認による病原体の検出	血液	PCR法による病原体の遺伝子の検出	(新設)	
検査方法	検査材料													
顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、 原虫種の確認による病原体の検出	血液													
核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR 法・LAMP 法・その他)														
フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感 染赤血球の検出														
検査方法	検査材料													
顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、 原虫種の確認による病原体の検出	血液													
PCR法による病原体の遺伝子の検出														
(新設)														

第6 五類感染症

1 アメーバ赤痢

(1)・(2) (略)

(3)届出基準

ア (略)

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、アメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
顕微鏡下での病原体の検出	便、病変部（大腸粘膜組織、膿瘍液）
ELISA法による病原体の抗原の検出	
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
イムノクロマト法による病原体の抗原の検出	便
抗体の検出	血清

2～20 (略)

21 百日咳

(1)～(3) (略)

(4)届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
------	------

第6 五類感染症

1 アメーバ赤痢

(1)・(2) (略)

(3)届出基準

ア (略)

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、アメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
顕微鏡下での病原体の検出	便、病変部（大腸粘膜組織、膿瘍液）
ELISA法による病原体の抗原の検出	
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
(新設)	
抗体の検出	血清

2～20 (略)

21 百日咳

(1)～(3) (略)

(4)届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
------	------

分離・同定による病原体の検出	鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体	分離・同定による病原体の検出	鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体
<u>核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出(PCR法・LAMP法・その他)</u>		<u>PCR法による病原体の遺伝子の検出</u>	
<u>イムノクロマト法による病原体の抗原の検出</u>	<u>鼻咽頭拭い液</u>	(新設)	
抗体の検出 (ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)	血清	抗体の検出 (ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)	血清
22～49 (略)		22～49 (略)	
第7・第8 (略)		第7・第8 (略)	
別記様式1～3 (略)		別記様式1～3 (略)	
別記様式4－1～35 (略)		別記様式4－1～35 (略)	
		※ <u>PCR 法は LAMP 法などを含む。</u>	

別記様式4-36

解法四 由式(4-36)

マラリア発生届

香港經濟發展局（保健所設置市長・特別區長） 附

第2条の2（第1項及び第2項の施行期日） 第1項及び第2項の施行期日は、同法第1条（同法第1条において適用する場合を含む。）の規定により、以下のとおりとなる。

國曆	月	日	星期	節日
1	1	1	1	1
2	2	2	2	2
3	3	3	3	3
4	4	4	4	4
5	5	5	5	5
6	6	6	6	6
7	7	7	7	7
8	8	8	8	8
9	9	9	9	9
10	10	10	10	10
11	11	11	11	11
12	12	12	12	12

陳維德 攝

預算項目名稱：設備材料費

上記標題・論議所の概要欄(※)

機站類型 (m)	C	D	...
----------	---	---	-----

(※掲載・除版料には参していない国語に於ては、その住所・電話番号を記載)

1 記録(複製)した書(刊本)の題名				
a 巻名(題名)		b 無題又は別題(仮題) c 原題(死亡者の死因) d 結果(死亡した者の死因)		
2 当該者の氏名	3 性別	4 生年月日	5 記録所のある市町村(正確に月日)	6 当該者職業
a 姓・名		b 年 月 日		c 業() 加()
7 当該者住所				
				電話() =
8 当該者所在地				
				電話() =
9 記録者の氏名	10 記録者の住所	11 記録所のある市町村(正確に月日)		
		電話() =		

[illegible]

15. 12 欄に、記入するものすべてを記載すること。①

様式4-37~44 (略)

別記様式4-36

別圖2樣式4-3 (b)

マラリア発生属

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項（同条第 6 項において引用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり附けられる。

圖書年月日 借閱 借閱 借閱 借閱 借閱

園地の概要

從事主要業務之附屬所之名稱

上記例題・計算例の存在性(四)

電話番號(市) () -

(※福岡・宮崎県に選挙していない選挙民は、その住所・電話番号を記載)

1 証跡 (被害) した者 (死体) の類型。	
① 急死 (確定期) ② 無期初死 (死因不明) ③ 感傷死 (死亡後の死) ④ 感傷死 (死亡後の死)	⑤ 証跡時の死 (死亡後の死) ⑥ 証跡時の死 (死亡後の死)
2 証跡者の氏名	⑦ 証跡者の氏名 (死亡後の死) ⑧ 証跡者の氏名 (死亡後の死)
3 証跡者の住所	⑨ 証跡者の住所 (死亡後の死) ⑩ 証跡者の住所 (死亡後の死)
4 証跡者の年齢	⑪ 証跡者の年齢 (死亡後の死) ⑫ 証跡者の年齢 (死亡後の死)
5 証跡者の性別	⑬ 証跡者の性別 (死亡後の死) ⑭ 証跡者の性別 (死亡後の死)
6 証跡者の職業	⑮ 証跡者の職業 (死亡後の死) ⑯ 証跡者の職業 (死亡後の死)
7 証跡者の住所	⑰ 証跡者の住所 (死亡後の死) ⑱ 証跡者の住所 (死亡後の死)
8 証跡者の住所	⑲ 証跡者の住所 (死亡後の死) ⑳ 証跡者の住所 (死亡後の死)
9 証跡者の住所	㉑ 証跡者の住所 (死亡後の死) ㉒ 証跡者の住所 (死亡後の死)
10 証跡者の住所	㉓ 証跡者の住所 (死亡後の死) ㉔ 証跡者の住所 (死亡後の死)

病 型 10 3日熱、2日寒熱、3) 瀉痢、4) 熱瀉熱、5) その他、6) 不明 11、 ・ 発熱 ・ 寒熱 ・ 瀉痢 ・ 熱瀉熱 ・ 頭痛 ・ 盗汗 ・ 悪血症状 ・ 貧血性 ・ 便秘性 ・ 意識障害 ・ DIC ・ その他 12、 ・ 血漿抗体の陽性による感染源の検出 ・ 血漿抗体のPCR法による感染源検出の検出 ・ その他方法	18 感染原因、感染経路、感染経緯 感染原因、感染経路 (確定・推定) 1 動物・獣・昆虫等からの感染(動物・獣・昆虫等の種類・状況) 2 輸血・血漿製剤(輸血・血漿製剤の種類・使用年月・状況) 3 母子感染(父・胎内・出生時・乳・母乳) 4 その他 5 感染地域 (確定・推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国) 3 感染地域 ※ 感染の感染は地域が該当する場合に記述すること。 感染開始(出国) 年 月 日、入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可。
13 採血年月日 14 診断 (検査)年月日 15 感染したと確定される年月日 16 採血年月日 (※) 17 死亡年月日 (※)	19 その他感染症のまん延の防止及び被害者の救済のために国務が必要と認める事項。

(3) 第 11 條は、19 欄は該当する番号等によりて記入し、4 欄、19 欄は年齢、年月日を記入すること。
(4) 欄は、死者を特定した場合のみ記入すること、(5) 欄は、遺言（遺定例）を証明した場合のみ記入すること。
11、12 欄は、該当するものをすべてを記載すること。）。

この船は回廊通へに行ってください

別添様式4-37~44 (略)

別添様式5－1

別記様式5－1

アメーバ赤痢発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名
診療する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

(※病院・診療所に記載してない箇所があるときは、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の類型
・患者（確定例）・感染症死亡者の死体

2 性別
男・女

3 診断時の年齢の報告月齢
歳（月）

出

病 型		1 1 感染原因・感染経路・感染地等
1) 腸管アメーバ症 2) 腸管外アメーバ症		① 感染原因・感染経路（確定・推定） 1 経口感染（生食物の摂取・状況） 2 性的接触（A性交 B経口（ア同経路 イ異経路 ウ不明） 3 その他 ② 感染地等（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 保健地域）
4 下痢・粘血便・しじり便・絞痛・腹痛・発熱・嘔吐・右季肋部痛・肝腫大・肝腫痛・脾腫大・脾腫痛・胸膜炎・心膜炎・大腸粘膜異常発見・その他	① 腸管アメーバ症	③ 感染地等（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 保健地域）
5 腸管外アメーバ症による腸管外病変の検出 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他 ① 腸管外アメーバ症による腸管外病変の検出 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他 ② イムノグロブリンGによる腸管外病変の検出 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他 ③ 結核から直接のPCR法による腸管外病変の検出 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他 ④ 血液検体の検出 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他 ⑤ その他 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他 ⑥ その他 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他	② 腸管外アメーバ症	④ 感染地等（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 保健地域）
6 診断年月日	令和 年 月 日	
7 診断（検査）(※) 年月日	令和 年 月 日	
8 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日	
9 発病年月日（*）	令和 年 月 日	
10 死亡年月日（※）	令和 年 月 日	

(1, 2, 4, 5, 11)欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10欄は年齢、年月日を記入すること。

(※) 欄は、死亡者を検出した場合のみ記入すること。

(*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4, 5欄は、該当するものをすべてを記載すること。

※患者は診断から7日以内に市に行ってきた

別添様式5－1

別記様式5－1

アメーバ赤痢発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名
診療する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※)

(※病院・診療所に記載してない箇所があるときは、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の類型
・患者（確定例）・感染症死亡者の死体

2 性別
男・女

3 診断時の年齢の報告月齢
歳（月）

出

病 型		1 1 感染原因・感染経路・感染地等
1) 腸管アメーバ症 2) 腸管外アメーバ症		① 感染原因・感染経路（確定・推定） 1 経口感染（生食物の摂取・状況） 2 性的接触（A性交 B経口（ア同経路 イ異経路 ウ不明） 3 その他 ② 感染地等（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 保健地域）
4 下痢・粘血便・しじり便・絞痛・腹痛・発熱・嘔吐・右季肋部痛・肝腫大・肝腫痛・脾腫大・脾腫痛・胸膜炎・心膜炎・大腸粘膜異常発見・その他	① 腸管アメーバ症	③ 感染地等（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 保健地域）
5 腸管外アメーバ症による腸管外病変の検出 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他 ① 腸管外アメーバ症による腸管外病変の検出 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他 ② イムノグロブリンGによる腸管外病変の検出 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他 ③ 結核から直接のPCR法による腸管外病変の検出 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他 ④ 血液検体の検出 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他 ⑤ その他 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他 ⑥ その他 結核：便・大腸粘膜病変・腸結核・その他	② 腸管外アメーバ症	④ 感染地等（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 保健地域）
6 診断年月日	令和 年 月 日	
7 診断（検査）(※) 年月日	令和 年 月 日	
8 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日	
9 発病年月日（*）	令和 年 月 日	
10 死亡年月日（※）	令和 年 月 日	

(1, 2, 4, 5, 11)欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10欄は年齢、年月日を記入すること。

(※) 欄は、死亡者を検出した場合のみ記入すること。

(*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4, 5欄は、該当するものをすべてを記載すること。

※患者は診断から7日以内に市に行ってきた

別添様式5－2～20（略）
別添様式5－21

別記様式5－21

百日咳発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において適用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

届出年月日 令和 年 月 日

患者の氏名 _____
住居する病院・診療所の名称 _____
上記の症・診療所の所在地(市) _____
電話番号(区) _____
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(自覚)した者(患者)の職業 _____
・職業(確定例)・感染経路と発症の経路 _____

2 性別 _____ 3 診断時の年齢(出生年月日) _____
男・女 _____ 歳(か月) _____

4 発症する病 ①診断の経路と発症 ②診断 ③診断 ④診断 ⑤診断 ⑥診断 ⑦診断 ⑧診断 ⑨診断 ⑩診断 ⑪診断 ⑫診断 ⑬診断 ⑭診断 ⑮診断 ⑯診断 ⑰診断 ⑱診断 ⑲診断 ⑳診断 ㉑診断 ㉒診断 ㉓診断 ㉔診断 ㉕診断 ㉖診断 ㉗診断 ㉘診断 ㉙診断 ㉚診断 ㉛診断 ㉜診断 ㉝診断 ㉞診断 ㉟診断 ㊱診断 ㊲診断 ㊳診断 ㊴診断 ㊵診断 ㊶診断 ㊷診断 ㊸診断 ㊹診断 ㊺診断 ㊻診断 ㊼診断 ㊽診断 ㊾診断 ㊿診断

5 診断年月日 令和 年 月 日
6 診断(検査)した年月日 令和 年 月 日
7 入院年月日(入院開始のみ) 令和 年 月 日
8 診断したと認定される年月日 令和 年 月 日
9 発症年月日(※) 令和 年 月 日
10 発症年月日(※) 令和 年 月 日
11 発症年月日(※) 令和 年 月 日

(1,2,4,5,12欄は診断する番号等のみで読み、3,6から11欄は年・月・日を入力すること。)
(※)欄は、所定事項を特定した報告のみ記入すること。
(*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
4,5欄は、診断するものすべてを記載すること。)

別記様式5－22～24（略）

別記様式6（略）

別添様式5－2～20（略）
別添様式5－21

別記様式5－21

百日咳発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において適用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

届出年月日 令和 年 月 日

患者の氏名 _____
住居する病院・診療所の名称 _____
上記の症・診療所の所在地(市) _____
電話番号(区) _____
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(自覚)した者(患者)の職業 _____
・職業(確定例)・感染経路と発症の経路 _____

2 性別 _____ 3 診断時の年齢(出生年月日) _____
男・女 _____ 歳(か月) _____

4 発症する病 ①診断の経路と発症 ②診断 ③診断 ④診断 ⑤診断 ⑥診断 ⑦診断 ⑧診断 ⑨診断 ⑩診断 ⑪診断 ⑫診断 ⑬診断 ⑭診断 ⑮診断 ⑯診断 ⑰診断 ⑱診断 ⑲診断 ⑳診断 ㉑診断 ㉒診断 ㉓診断 ㉔診断 ㉕診断 ㉖診断 ㉗診断 ㉘診断 ㉙診断 ㉚診断 ㉛診断 ㉜診断 ㉝診断 ㉞診断 ㉟診断 ㊱診断 ㊲診断 ㊳診断 ㊴診断 ㊵診断 ㊶診断 ㊷診断 ㊸診断 ㊹診断 ㊺診断 ㊻診断 ㊼診断 ㊽診断 ㊾診断 ㊿診断

5 診断年月日 令和 年 月 日
6 診断(検査)した年月日 令和 年 月 日
7 入院年月日(入院開始のみ) 令和 年 月 日
8 診断したと認定される年月日 令和 年 月 日
9 発症年月日(※) 令和 年 月 日
10 発症年月日(※) 令和 年 月 日
11 発症年月日(※) 令和 年 月 日

(1,2,4,5,12欄は診断する番号等のみで読み、3,6から11欄は年・月・日を入力すること。)
(※)欄は、所定事項を特定した報告のみ記入すること。
(*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
4,5欄は、診断するものすべてを記載すること。)

別記様式5－22～24（略）

別記様式6（略）

36 マラリア

(1) 定義

マラリアは *Plasmodium* 属原虫の *Plasmodium vivax*(三日熱マラリア原虫)、*Plasmodium falciparum*(熱帯熱マラリア原虫)、*Plasmodium malariae*(四日熱マラリア原虫)、*Plasmodium ovale*(卵形マラリア原虫)などの単独又は混合感染に起因する疾患であり、特有の熱発作、貧血及び脾腫を主徴とする。ハマダラカによって媒介される。

(2) 臨床的特徴

最も多い症状は発熱と悪寒で、発熱の数日前から全身倦怠感や背部痛、食欲不振など不定の前駆症状を認めることがある。熱発は間隔をあけて発熱期と無熱期を繰り返す。発熱期は悪寒を伴って体温が上昇する悪寒期（１～２時間）と、悪寒がとれて熱感を覚える灼熱期（４～５時間）に分かれる。典型的には三日熱及び四日熱マラリアでは悪寒期に戦慄を伴うことが多い。

発熱期には頭痛、顔面紅潮や吐き気、関節痛などを伴う。その後に発汗・解熱し、無熱期へ移行する。発熱発作の間隔は虫種により異なり、三日熱と卵形マラリアで４８時間、四日熱マラリアで７２時間である。熱帯熱マラリアでは３６～４８時間、あるいは不規則となる。他の症状としては脾腫、貧血、血小板減少などがあげられるが、原虫種、血中原虫数及び患者の免疫状態によって異なる。

未治療の熱帯熱マラリアは急性の経過を示し、錯乱など中枢神経症状（マラリア脳症）、急性腎不全、重度の貧血、低血糖、DICや肺水腫を併発して発病数日以内に重症化し、致死的となる。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からマラリアが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、マラリア患者と診断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、マラリアの無症状病原体保有者と診断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、マラリアが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、マラリアにより死亡したと判断した場合には、法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、マラリアにより死亡したと疑われる場合には、法第１２条第１項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、原虫種の確認による病原体の検出	血液
核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)	
フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出	

第6 五類感染症

1 アメーバ赤痢

(1) 定義

赤痢アメーバ (*Entamoeba histolytica*) の感染に起因する疾患で、消化器症状を主症状とするが、それ以外の臓器にも病変を形成する。

(2) 臨床的特徴

病型は腸管アメーバ症と腸管外アメーバ症に大別される。

ア 腸管アメーバ症

下痢、粘血便、しぶり腹、鼓腸、排便時の下腹部痛、不快感などの症状を伴う慢性腸管感染症であり、典型的にはイチゴゼリー状の粘血便を排泄するが、数日から数週間の間隔で増悪と寛解を繰り返すことが多い。潰瘍の好発部位は盲腸から上行結腸にかけてと、S字結腸から直腸にかけての大腸である。まれに肉芽腫性病変が形成されたり、潰瘍部が壊死性に穿孔したりすることもある。

イ 腸管外アメーバ症

多くは腸管部よりアメーバが血行性に転移することによるが、肝膿瘍が最も高頻度にみられる。成人男性に多い。高熱 (38～40℃)、季肋部痛、吐き気、嘔吐、体重減少、寝汗、全身倦怠感などを伴う。膿瘍が破裂すると腹膜、胸膜や心外膜にも病変が形成される。その他、皮膚、脳や肺に膿瘍が形成されることがある。

(3) 届出基準

ア 患者 (確定例)

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からアメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、アメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
顕微鏡下での病原体の検出	便、病変部 (大腸粘膜組織、膿瘍液)
E L I S A 法による病原体の抗原の検出	
P C R 法による病原体の遺伝子の検出	
イムノクロマト法による病原体の抗原の検出	便
抗体の検出	血清

2 1 百日咳

(1) 定義

Bordetella pertussis によって起こる急性の気道感染症である。

(2) 臨床的特徴

潜伏期は通常 5 ～ 10 日（最大 3 週間程度）であり、かぜ様症状で始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。乳児（特に新生児や乳児早期）ではまれに咳が先行しない場合がある。

典型的な臨床像は顔を真っ赤にしてコンコンと激しく発作性に咳込み（スタッカート）、最後にヒューと音を立てて息を吸う発作（ウープ）となる。嘔吐や無呼吸発作（チアノーゼの有無は問わない）を伴うことがある。血液所見としては白血球数増多が認められることがある。乳児（特に新生児や乳児早期）では重症になり、肺炎、脳症を合併し、まれに致死性的となることがある。

ワクチン既接種の小児や成人では典型的な症状がみられず、持続する咳が所見としてみられることも多い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、かつ、(4) により、百日咳患者と診断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を、7 日以内に行わなければならない。ただし、検査確定例と接触があり、(2) の臨床的特徴を有する者については、必ずしも検査所見を必要としない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑われ、かつ、(4) により、百日咳により死亡したと判断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を、7 日以内に行わなければならない。

(4) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体
核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)	
イムノクロマト法による病原体の抗原の検出	鼻咽頭拭い液
抗体の検出 (ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)	血清

マ ラ リ ア 発 生 届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名
従事する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検案）した者（死体）の種類				
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（0歳は月齢）	6 当該者職業
	男・女	年 月 日	歳（ か月）	
7 当該者住所				
電話（ ） -				
8 当該者所在地				
電話（ ） -				
9 保護者氏名	10 保護者住所 （9、10は患者が未成年の場合のみ記入）			
	電話（ ） -			

病 型		18 感染原因・感染経路・感染地域
1) 三日熱、2) 四日熱、3) 卵形、4) 熱帯熱、5) その他、6) 不明		①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ）
11 症 状	・発熱 ・悪寒 ・頭痛 ・関節痛 ・脾腫 ・貧血 ・出血症状 ・低血糖 ・意識障害 ・急性腎不全 ・DIC ・肺水腫 / ARDS ・その他（ ） ・なし	1 動物・蚊・昆虫等からの感染（動物・蚊・昆虫等の種類・状況： ） 2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況： ） 3 母子感染（ア.胎内 イ.出産時 ウ.母乳） 4 その他（ ）
	12 診断方法	②感染地域（ 確定 ・ 推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ） ※ 複数の国又は地域が該当する場合は全て記載すること。 渡航期間（出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については 入国日のみで可）
血液検体の鏡検による病原体の検出 血液検体の核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検査法：PCR法・LAMP法・その他 血液検体のフローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出 その他の方法（ ） 検体（ ） 結果（ ）		
13 初診年月日	令和 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために 医師が必要と認める事項
14 診断（検案(※)）年月日	令和 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日	
16 発病年月日（*）	令和 年 月 日	
17 死亡年月日（※）	令和 年 月 日	

この届出は診断後直ちに行ってください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

アメーバ赤痢発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名
従事する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地(※)
電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検案)した者(死体)の類型
・患者(確定例) ・感染症死亡者の死体

2 性別	3 診断時の年齢(0歳は月齢)
男 ・ 女	歳 (か月)

病 型		1 1 感染原因・感染経路・感染地域
1) 腸管アメーバ症 2) 腸管外アメーバ症		
4 症 状	・下痢 ・粘血便 ・しぶり腹 ・鼓腸 ・腹痛 ・発熱 ・右季肋部痛 ・肝腫大 ・肝膿瘍 ・腹膜炎 ・胸膜炎 ・心嚢炎 ・大腸粘膜異常所見 ・その他 ()	①感染原因・感染経路(確定・推定) 1 経口感染(飲食物の種類・状況 :) 2 性的接触(A.性交 B.経口)(ア.同性間 イ.異性間 ウ.不明) 3 その他 ()
5 診断方法	・鏡検による病原体の検出 検体: 便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他 () ・ELISA法による病原体抗原の検出 検体: 便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他 () ・イムノクロマト法による病原体抗原の検出 検体: 便・その他 () ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体: 便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他 () ・血清抗体の検出 ・その他の方法 () 検体 () 結果 ()	②感染地域(確定 ・ 推定) 1 日本国内(都道府県 市区町村) 2 国外(国 詳細地域)
6 初診年月日	令和 年 月 日	
7 診断(検案(※))年月日	令和 年 月 日	
8 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日	
9 発病年月日(※)	令和 年 月 日	
10 死亡年月日(※)	令和 年 月 日	

この届出は診断から7日以内に行ってください

(1, 2, 4, 5, 11 欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6 から 10 欄は年齢、年月日を記入すること。
(※) 欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。
(*) 欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
4, 5 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

百日咳発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名
従事する病院・診療所の名称
上記病院・診療所の所在地（※）
電話番号（※）（ ） —

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の類型
・患者（確定例） ・感染症死亡者の死体

2 性別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男・女	歳（ か月）

4 症状	・持続する咳 ・夜間の咳き込み ・呼吸苦 ・スタックート ・ウープ ・嘔吐 ・無呼吸発作 ・チアノーゼ ・白血球数増多 ・肺炎 ・痙攣 ・脳症（急性脳炎の届出もお願いします） ・その他（ ）	1 2 感染原因・感染経路・感染地域
5 診断方法	・分離・同定による病原体の検出 検体：鼻腔スワブ・咽頭ぬぐい液・喀痰 その他（ ） 検体採取日（ 月 日）結果（陽性・陰性） ・核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検体：鼻腔スワブ・咽頭ぬぐい液・喀痰 その他（ ） 検体採取日（ 月 日）結果（陽性・陰性） 検査方法：PCR法・LAMP法・その他 ・鼻咽頭拭い液検体からのイムノクロマト法による病原体抗原の検出 検体採取日（ 月 日） 結果（陽性・陰性） ・抗体の検出 抗体の種類：抗PT IgG ・その他（ ） 結果：単一血清で抗体価の高値 抗体価（ ）検体採取日（ 月 日） ・ペア血清で抗体価の有意上昇・抗体陽転 検体採取日（1回目 月 日 2回目 月 日） 抗体価（1回目 2回目 ） 検査方法：EIA・その他（ ） ・その他の検査方法（ ） 検体（ ） 検体採取日（ 月 日） 結果（ ） ・臨床決定：検査確定例（ ）との接触	①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） 1 家族内感染 ・母親 ・父親 ・同胞 ・祖父母 ・その他（ ） ・不明 2 流行の有無 ・幼稚園 ・学校 ・職場 ・その他（ ） ・不明 ②感染地域（ 確定・推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ） ③百日せき含有ワクチン接種歴 1回目 有（ か月）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H・R 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） 2回目 有（ か月）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H・R 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） 3回目 有（ か月）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H・R 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） 追加接種 有（ 歳）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H・R 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） その他：海外で成人用百日せき含有ワクチン（Tdap）の接種歴がある場合 接種年月日（H・R 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明）
6 初診年月日	令和 年 月 日	
7 診断（検案（※））年月日	令和 年 月 日	
8 入院年月日（入院例のみ）	令和 年 月 日	
9 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日	
10 発病年月日（*）	令和 年 月 日	
11 死亡年月日（※）	令和 年 月 日	

（1，2，4，5，12 欄は該当する番号等を○で囲み、3，6から11 欄は年齢、年月日を記入すること。

（※）欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

（*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4,5 欄は、該当するものすべてを記載すること。）